軽自動車税・自動車税（環境性能割・種別割）

次の表に該当する場合は，上記の税が減免されます。

減免の対象となるかどうかの判定は手帳に記載された個別の障害内容の等級により行いますので，障害が複数ある場合は手帳の総合等級と異なることがあります。

	障害種別＼障害等級		本人運転の場合						生計を一にする方，常時介護者が運転する場合					
			１級	２級	３級	４級	５級	６級	１級	２級	３級	４級	５級	６級
対象障害者の　　の部分が該当になります	視覚障害						４級の１まで						４級の１まで	
	聴覚障害													
	平衡機能障害													
	音声機能障害					気管を開口している方に係る場合に限る。軽自動車税(種別割)は，喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。						気管を開口している方に係る場合に限る。軽自動車税(種別割)は，喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。		
	肢体不自由（上肢障害）													
	肢体不自由（下肢障害）													
	肢体不自由（体幹障害）													
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能			一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。						一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。			
		移動機能										３級は一下肢のみの場合を除く。		
	内部障害													
	知的障害		重度（療育手帳Ａ）											
	精神障害		障害等級が１級で，かつ，自立支援医療の支給認定を受けている方											
対象自動車(事業用は除く。障害者一人につき１台)	◆障害者本人が所有する車で，上記の表に該当する方 ◆18歳未満の方，知的障害者及び精神障害者については，生計を一にする方が所有・取得する車も対象になります。 ※生計を一にする方・常時介護者が運転する場合は，使用目的等，他にも条件がありますので，詳しくはそれぞれ下記の申請窓口にお問い合わせください。 ◆構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである車についても減免できる場合があります。詳しくは，それぞれ下記の申請窓口にお問い合わせください。													
問い合わせ先	軽自動車税（種別割）･･･◆岡山市　北区市税事務所 管理係　☎　803-1175／FAX 803-1745 中区市税事務所 管理係　☎　901-1608／FAX 901-1613 東区市税事務所 管理係　☎　944-5010／FAX 944-8260 南区市税事務所 管理係　☎　902-3510／FAX 902-3541 ※各区市税事務所は各区役所内（北区市税事務所は分庁舎内）にあります。 ◆各支所 ◆各地域センター 自動車税（種別割）･･･岡山県備前県民局税務部課税課自動車課税班（北区弓之町6－1中小企業会館１階） ☎　233-9844 自動車税（環境性能割）･･･岡山県備前県民局税務部課税課自動車審査班（北区富吉5301-8）☎　286-8770 軽自動車税（環境性能割）（軽自動車（ただし二輪のものを除く））･･･岡山県備前県民局税務部久米分室（北区久米178-3）☎ 245-6200													